

戦国時代の掟書を読む 解答

史料1 戊「天正十四年（一五八六）」三月十五日 北条氏邦掟書

〔持田（英）家文書四〕

掟

- 一 於郷中あるい者しち（質）取、或者喧嘩所當堅令停止事
- 一 人之うりかひ（売買）一圓致すましく候、若売買いたす尔（に）付而者、其郷以触口無相違所申上可致商売事
- 一 かりそめ（仮初）にもかけ（賭け）之勝負はくち（博打）・はくゑき（博奕）いたす者有之者、認目安於鉢形秩父門わき（脇）ニ可立之事
- 付領主非分就申懸者以目安可申上事
- 以上

右三ヶ条就妄者、其郷定置連判衆可処重科者也、仍如件

戌
（朱印「翁邦挹福」）

三月十五日

あら川

持田四郎左衛門

同 源三郎

【読み下し】

掟(おきて)

一 郷中において、あるい者しち(質)取、或者(あるいは)喧嘩所に
あたり、かたく停止(ちようじ)せしむること

一人の売り買ひ一円致すまじく候、若(もし)売り

買いたす(尔(に)付いては、其郷触れ口をもつて、相違なき
所、申し上げ商売いたすべき事

一 かりそめ(仮初)にもかけ(賭け)之勝負はくち(博打)・はく

ゑき(博奕)いたす者これあらば、目安を認め、鉢形

秩父門わきにおいてこれを立てるべき事

付けたり 領主非分申し懸ける者、目安をもつて申し上ぐべき事
以上

右三ヶ条(妄(みだり)については、その郷定め置く連判
衆、重科に処すべきものなり、よつてくだんのごとし

戊

(朱印「翁邦挹福」)

三月十五日

あら(荒)川

持田四郎左衛門

同 源三郎

史料2 亥「天正十五年（一五八七）」六月十日 北条氏邦条書

〔持田（英）家文書五〕

- 一 此度帳に載候者共、孫子之代出家等迄、道具も(持)ちたやす
ましく候、又自他所参候牢人など、則致支度、たしな(嗜)ませ
へく候事
- 一 正月者毎年四日二何も道具持参御礼可申上事
- 一 何も棟別御赦免御扶持之上者誰か知行尔踞者
大途之御被官たるへく候間、領主代官致非分候ハ、其郷
致一同目安をか(書)き大好寺曲輪へもち参、大好寺ニ
可渡之候事
- 一 公方御用之時者御印判を以可被仰付候事
- 一 年中一度之普請之儀者、従前々致つけ候者共
斗可致之候事
- 一 こしさし(腰差)成共、何成共さし物致、たしな(嗜)ミもち可申候事
- 一 はをり(羽織)一つ帑にても何にも、めん／＼(面々)に致之もち
可申候事

已上

右之旨能々可相守者也、仍如件

(朱印「翁邦挹福」)

亥
六月十日
荒川たゝ澤

もち(持)田四郎左衛門

同治郎左衛門

【読み下し】

- 一 このたび帳に載せ候者ども、孫子の代・出家等迄、道具もち（持ち）た（絶）やすましく（間敷く）候、又他所より参り候牢人など、すなわち支度致し、たしな（嗜）ませへく候事
- 一 正月は毎年四日に何（い）ずれも道具持参し、御礼申し上げべき事
- 一 いずれも棟別御赦免御扶持の上は、誰か知行に踞（う）ずくまる（者）、大途の御被官たるべく候間、領主代官非分致し候はば、其郷一同目安をか（書）き致し、大好寺曲輪へも（持）ち参り、大好寺にこれを渡すべく候事
- 一 公方御用の時は、御印判をもって仰せ付けらるべく候事
- 一 一年中一度の普請の儀は、前々より致しつけ候者共斗（ばかり）これを致すべく候事
- 一 こしさし（腰差し）成り共、何成共さし（差し）物致し、たしな（嗜）みも（持）ち申すべき事
- 一 はをり（羽織）一つ帟（紙）にても何にても、めんめん（面々）にこれを致し
も（持）ち申すべく候事

已上

右の旨、よくよくあい守るべきものなり、よつてくだんのごとし

（朱印「翁邦挹福」）

亥 六月十日

荒川たゝ（只）澤

もち（持）田四郎左衛門

同治郎左衛門